

法第6条第2項第1号に規定する郵便局及び法第6条第2項第2号に規定する会社の営業所の名称及び所在地等

変更年月日	変更の理由		郵便局・会社の営業所の別	整理番号	名称	簡易郵便局	所在地	過疎地	(1)郵便窓口業務	(2)銀行窓口業務	(3)保険窓口業務	(4)受託郵便貯金管理業務	(5)受託簡易生命保険管理業務	関連銀行又は関連保険会社の営業所	備考
H30.11.10	住居表示変更	変更前	郵便局	035280	東越谷郵便局	-	埼玉県越谷市東越谷6-71-4	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	035280	東越谷郵便局	-	埼玉県越谷市東越谷6-28-5	-	○	○	○	○	○	-	
H30.11.13	契約解除	変更前	営業所	828060	福島岡島簡易郵便局	○	福島県福島市岡島川原97-2	-	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
H30.12.1	契約解除	変更前	営業所	128050	越簡易郵便局	○	新潟県糸魚川市越135-2	○	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
H30.12.1	契約解除	変更前	営業所	518140	本郷北方簡易郵便局	○	広島県三原市本郷町上北方775-3	-	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
H30.12.1	業務変更	変更前	営業所	548240	津山山西簡易郵便局	○	岡山県津山市高野山西434-1	-	○	○	×	○	○	-	
		変更後	郵便局	548240	津山山西簡易郵便局	○	岡山県津山市高野山西434-1	-	○	○	○	○	○	-	
H30.12.1	業務変更	変更前	郵便局	727860	玖珠大隈簡易郵便局	○	大分県玖珠郡玖珠町大隈54-8	○	○	○	○	○	○	-	
		変更後	営業所	727860	玖珠大隈簡易郵便局	○	大分県玖珠郡玖珠町大隈54-8	○	○	○	×	○	○	-	
H30.12.1	廃止	変更前	郵便局	742740	若松中川通郵便局	-	福岡県北九州市若松区中川町1-20	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
H30.12.1	業務変更	変更前	郵便局	767930	御堂簡易郵便局	○	長崎県佐世保市鹿町土肥ノ浦106-1	○	○	○	○	○	○	-	
		変更後	営業所	767930	御堂簡易郵便局	○	長崎県佐世保市鹿町土肥ノ浦106-1	○	○	○	×	○	○	-	
H30.12.1	過疎地区区分変更	変更前	営業所	788760	小宝島簡易郵便局	○	鹿児島県鹿児島郡十島村小宝島4-15	-	○	○	×	○	○	-	
		変更後	営業所	788760	小宝島簡易郵便局	○	鹿児島県鹿児島郡十島村小宝島4-15	○	○	○	×	○	○	-	
H30.12.3	移転	変更前	郵便局	007800	東大和芋窪郵便局	-	東京都東大和市芋窪3-1731-6	-	○	○	○	○	○	-	
		変更後	郵便局	007800	東大和芋窪郵便局	-	東京都東大和市芋窪1-2079-2	-	○	○	○	○	○	-	



法第6条第2項第1号に規定する郵便局及び法第6条第2項第2号に規定する会社の営業所の名称及び所在地等

変更年月日	変更の理由		郵便局・会社の営業所の別	整理番号	名称	簡易郵便局	所在地	過疎地	(1)郵便窓口業務	(2)銀行窓口業務	(3)保険窓口業務	(4)受託郵便貯金管理業務	(5)受託簡易生命保険管理業務	関連銀行又は関連保険会社の営業所	備考
H30.12.29	契約解除	変更前	営業所	547480	飯岡簡易郵便局	○	岡山県久米郡美咲町飯岡1018-4	○	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
H30.12.29	契約解除	変更前	営業所	557380	下嘉万簡易郵便局	○	山口県美祿市秋芳町別府3605-2	○	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
H30.12.29	契約解除	変更前	営業所	927110	川湯駅前簡易郵便局	○	北海道川上郡弟子屈町川湯駅前2-4-1	○	○	○	×	○	○	-	
		変更後	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

注1 郵便局及び会社の営業所の別に整理すること。

2 当該郵便局又は当該営業所が簡易郵便局である場合は、「簡易郵便局」の欄に「○」を記入すること。

3 所在地が第四条第五項に規定する過疎地に該当するときは、「過疎地」の欄に「○」を記入すること。

4 (1)から(5)までについては、実施する業務には「○」、実施しない業務には「×」を各該当欄に記入すること。

5 当該郵便局又は当該営業所に関連銀行又は関連保険会社の営業所が併設されている場合は、併設されている営業所に応じて、「関連銀行又は関連保険会社の営業所」の欄に「関連銀行」又は「関連保険会社」を記入すること。その他届出時の状況に応じて備考欄に記入すること。